

令和元年7月16日

各位

一般社団法人大日本水産会  
事業部業務課

外国人材受入れ環境整備事業（「漁業に関する事業」・「水産加工業に関する事業」）に係る  
募集案内

漁業（養殖業を含む。以下同じ）及び水産加工業における人手不足が深刻化するなか、これまでも水産業に従事してきた技能実習生をはじめ、新たな在留資格「特定技能」の創設により今後、受入れが見込まれている専門的な知識や技能を有する外国人など多くの外国人から我が国水産業に従事することを選択してもらうためには、不安なく漁村地域で共生していくための環境を整備していくことが重要な課題となっています。このため、水産業に従事する外国人を地域社会に円滑に受入れ、漁村地域での外国人との共生社会の実現及び水産業を維持・発展していくことを目的とする地域に支援いたします。

1. 対象期間 令和元年7月16日～令和2年2月28日
2. 募集締切 令和元年7月16日～令和元年8月31日
3. 対象者 外国人を受入れている経営体等が所属する漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会その他漁業及び水産加工業の関係団体又は外国人材受入れ環境整備事業運営協議会が適当と認める者。

4. 事業内容及び対象経費の範囲

下表のとおり。なお、補助の対象となる経費は、本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとする。

区分	内容	対象経費
苦情・相談窓口の運営	外国人の苦情相談に母国語で対応できる相談窓口の運営及び外国人への周知を目的としたパンフレットの作成	賃金、消耗品費、謝金、役務費等

生活ガイドンス等の実施	漁村地域における外国人への支援体制を検討するための協議会、外国人と地域住民との生活が円滑なものになるよう、ゴミ出しルール等の生活者として把握しておくべき、規則やモラルに関することのほか、医療機関の受診等の生活をしていく上で必要となる事項を説明するためのガイドンス、外国人の生活状況等を把握し、必要に応じた指導・助言及び関係機関への報告を行うための巡回指導	消耗品費、旅費、謝金、役務費等
-------------	---	-----------------

5. 提出書類 外国人の受入れに係る環境整備事業計画書（別添様式第1号）
6. 審査 提出された計画書については「外国人材受入れ環境整備事業運営協議会」で審査の上、承認された計画書に基づき助成致します。
7. 支払方法 各経費に係る証書類の提出に基づき精算払いとします。
8. 報告 助成対象者は事業終了後1カ月以内に報告書（別添様式第2号）を事務局へご提出ください。
9. その他 事務局は必要に応じて現地調査を行います。

**【お問い合わせ先】**

一般社団法人大日本水産会

事業部 木上、甲斐

〒107-0052 東京都港区1-9-13 三会堂ビル8F

TEL : 03-3585-6682 FAX : 03-3585-6682

Mail : kai@suisankai.or.jp